

2020年10月5日

各位

マックスバリュ東海株式会社

第58期定時株主総会における議決権行使の集計について

当社の第58期定時株主総会（2020年5月28日開催）につきまして、一部の議決権行使書が議決権行使結果に反映されていなかったことが判明しましたが、本総会における議案の可決結果に影響を与えるものではないことが確認されましたので、ご報告申し上げます。

当社は、定款に基づき株主名簿管理人としてみずほ信託銀行を選任し、本年の株主総会において事前行使された議決権の集計は、同行に委託し行っておりましたが、議決権行使期限内に到着した議決権行使書の一部を集計の対象から外していたことが同行の報告により判明いたしました。

株主の皆様の重要な権利が反映されず、当社としても誠に遺憾に存じます。当社では、同行に再発防止を強く求めるとともに、本来は対象とすべきであるにもかかわらず集計対象外となった議決権行使書の調査を進めました。その結果、正しく集計されなかった議決権行使書の議決権個数は291個（総議決権個数の0.08%）であり、本総会における議案の可決結果に影響を与えるものではないことが確認されました。

株主の皆さまには、ご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。  
今後は、このようなことがなきように、再発防止に向け管理体制の強化に努めてまいります。

以上